

観音寺市立観音寺中学校 いじめ防止基本方針

国や県の基本方針にも示されているように、本校でも「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」ことを踏まえて、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図り、いじめへの対応に係る教職員の資質向上をめざして本方針を定める。

(1) いじめ防止等の対策のための組織

- ① ふだんは、週1回行われる生徒指導部会・校内支援委員会・主任会・学年団会で情報の収集や共有に努め、いじめの未然防止のための取組を話し合う。
- ② いじめの疑いに係る情報があった場合には、下記のメンバーで「いじめ解消緊急対策会議」を設置し、事実関係の把握や指導や支援体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核とする。

いじめ解消緊急対策会議

校長・教頭・生徒指導主事・(関係生徒の)学年主任・担任は必ず構成員となる場合に応じて、部活動顧問・副担任・養護教諭・スクールカウンセラーなども加え、いじめられた生徒に寄り添える組織とする。

- ③ いじめ対策推進法の重大事態に当たると判断される場合には、速やかに市教委に連絡し、調査の主体の判断を仰ぐとともに、内容に応じて観音寺警察署などの関係機関にも連絡し相談する。

(2) 学校におけるいじめ防止のための基本的な考え方

① 未然防止のための取組

生徒一人一人の「学校・学年・学級・部活動の一員」としての自覚や自信を育むことで、自分や他者を大切にしようという自尊心や所属感を高め、未然防止につなげる。また、次のような取組も重ねていく。

- ・ 道徳や学活の時間を中核として、毎月10日の『観中道徳の日』、毎月20日の『観中人権の日』、12月の人権集会に向けての『学級人権宣言づくり』などを通して規範意識の醸成やより良い集団づくりに努める。
- ・ 生徒会活動や部活動を通してリーダーの育成に努め、生徒間の自浄力を育む。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、4月のPTA総会等で保護者に適切な利用について啓発するとともに、7月の生徒指導講演会の中で生徒に対して情報モラルに関する指導を行う。
- ・ 校内研修や職員会議の折に、いじめに関する新聞記事や教育委員会等からの資料などを使って職員研修を行い、ケーススタディやいじめに敏感な感覚を磨く場を設ける。

② 早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを認識し、ささいな兆候でもいじめではないかとの疑いを持って積極的に認知することを心がける。また、生徒がいじめの被害を訴えやすい体制を整える。

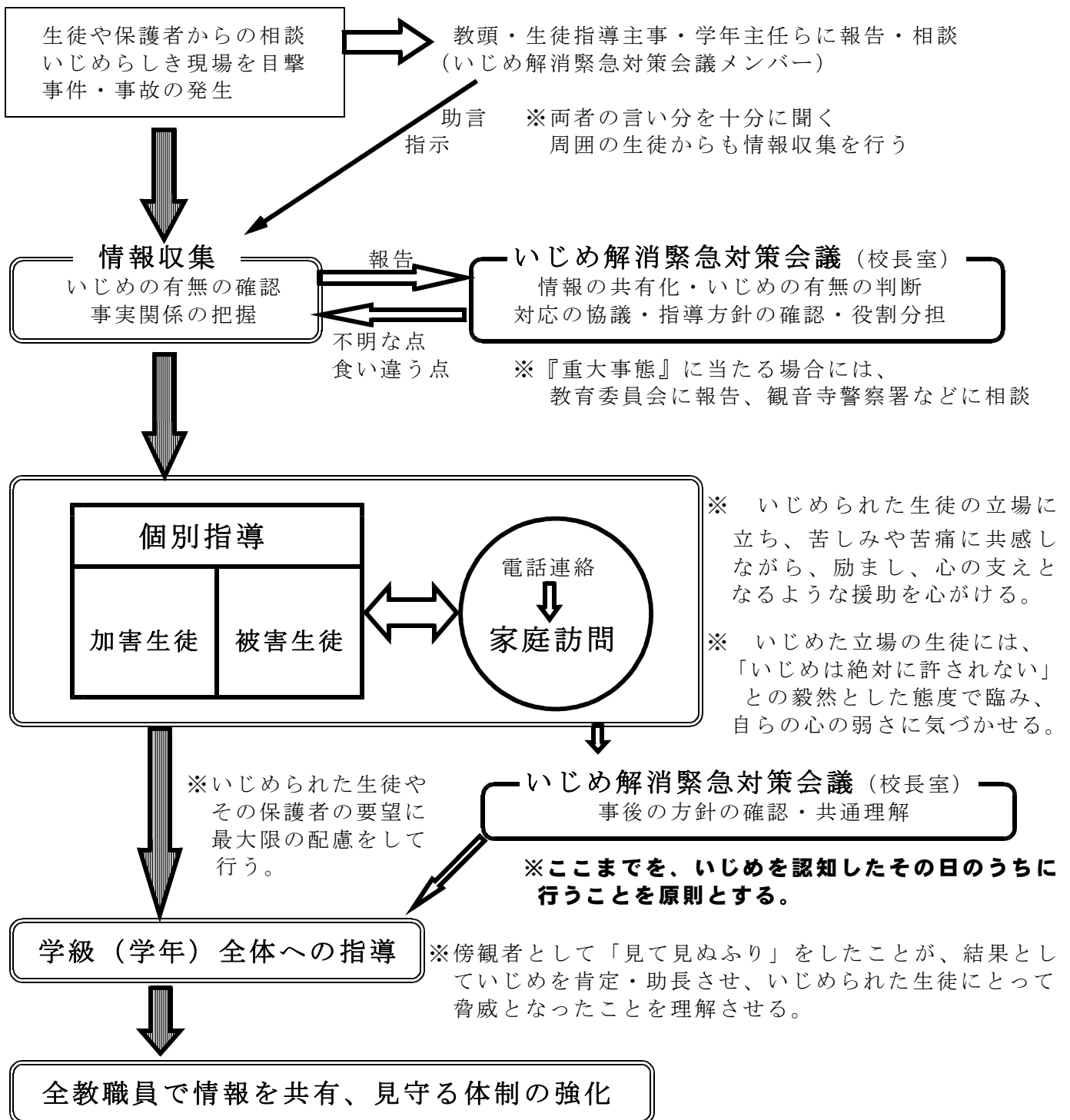
- ・ 被害を受けやすい視点生徒の動向に気を配り、常に職員間での情報交換を密に行う。
- ・ 授業時間中、および休み時間中は巡視体制が途絶えないようにする。トイレの中や授業者の交代時などの空白の時間や場所をつくらないように留意する。
- ・ 毎月の生活アンケートや毎日の生活記録の点検で生徒からの訴えや心の変化をキャッチできるように危機意識を持ってチェックする。生活アンケートは3年間、保存する。
- ・ 計画的に教育相談を行い、全ての生徒と担任が話ができて人間関係の悩みなどについて直接聞く場を設ける。

③ 発生したいじめに対する対応

いじめの発見通報を受けた場合には、「いじめ解消緊急対策会議」を開き、特定の教職員で問題を抱え込まず速やかに、かつ組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめ緊急・早期対応マニュアル



※「いじめは解決した」と安堵することなく、被害生徒・加害生徒ともに「視点生徒」として巡視等で卒業まで見守り続ける。また、SCによるカウンセリングを活用する。

※「いじめが解消している状態」とは、

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
(相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする)
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
の少なくとも2つの要件が満たされていることが必要。